

鳥取県告示第7号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号及び第8号の規定に基づき、次のとおり業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）の停止を命じたので、同法第41条の規定により告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 商号
アッリヴァート
- 2 代表者の氏名
中西郁夫
- 3 主たる営業所の所在地
境港市上道町471
- 4 登録番号
鳥取県知事（N1）第00305号
- 5 登録年月日
平成17年8月9日
- 6 業務の停止の期間
平成18年12月22日から平成19年2月19日まで